

改正 2013年4月1日

2015年4月1日

2016年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、学校法人梅村学園（以下「本法人」という。）において、公益通報者の保護を目的として、公益通報の処理その他必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「公益通報」とは、本法人の教職員及び本法人の業務に従事する者（以下「教職員等」という。）が、教職員等について「通報対象事実」が発生し、又はまさに発生しようとしているときに、被害の拡大又は発生を防止するために、法第2条第4項に規定する行政機関又は第4条に規定する本法人の通報窓口当該通報対象事実を通報することをいい、「公益通報等」とは、公益通報に関する相談を含む。

2 前項の本法人の業務に従事する者とは、派遣契約、委託契約その他の契約に基づき本法人の業務に従事する者をいう。

3 「公益通報者」とは、公益通報をした教職員等をいい、「公益通報者等」とは、公益通報に関する相談をした教職員等を含む。なお、通報者が本法人の学生、生徒及び保護者である場合も「公益通報者」に準ずる扱いとする。

4 「通報対象事実」とは、法第2条第3項に規定する事実をいい、かつ、客観的で合理的な根拠に基づくものでなければならず、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他人事上の処遇への不満、中傷誹謗等の不当な目的とする場合を含まない。

第2章 管理体制

(総括)

第3条 本法人における公益通報の処理は、理事長が総括する。

(通報窓口)

第4条 公益通報等に対応するための通報窓口は、内部監査室とする。

第3章 公益通報等の処理体制

(周知)

第5条 理事長は、前条の通報窓口、公益通報等の方法その他必要事項を教職員等に周知する。

(受付等)

第6条 通報窓口において公益通報等を受けたときは、公益通報等を受けた旨について速やかに当該公益通報者等に通知する。

2 通報窓口以外の教職員等が公益通報等を受けたときは、速やかに通報窓口連絡し、又は当該公益通報者等に対し通報窓口へ通報するよう助言しなければならない。

3 匿名通報であるとき、又は公益通報者等が特定できないときは、前2項を適用しない。

(措置の検討)

第7条 理事長は、前条第1項に規定する公益通報等を受けたときは、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 公益通報等を通報窓口が受けた日から起算して20日以内に、当該通報対象事実に関する調査の実施の有無等の検討結果を当該公益通報者等に通知する。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知する。

(2) 前号の調査の担当者（以下「調査担当者」という。）を本法人の教職員から選任する。ただし、調査担当者は、利益相反関係の排除の観点から、当該公益通報等の内容に関係しない者とする。

(調査の実施)

第8条 調査は、調査の対象部門（「部門」とは、学校、研究科、学部・学科、研究所、行政本部等をいう。以下同じ。）に対して関係資料の提出、事実の証明、報告その他調査の実施上必要な行為を求めることにより実施し、事実に基づき公正不偏でなければならない。

（協力義務）

第9条 調査の対象部門は、円滑に調査ができるよう、調査担当者に積極的に協力し、調査担当者から調査の実施上必要な行為を求められたときは、正当な理由なく拒否してはならない。

（調査結果の措置等）

第10条 理事長は、調査を終了したときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）当該公益通報者等に対し、調査結果を通知する。
- （2）調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は部門の長に対し是正措置等を講じることを命じ、当該是正措置等の内容及び是正結果等を報告させるものとする。
- （3）是正措置等を講じたとき、又は前号の報告を受けたときは、当該公益通報者等に対して第1号の通知に併せて是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し当該調査結果及び是正措置等に関し報告しなければならない。

（被通報者等への配慮）

第11条 前条第1号及び第3号における公益通報者等への通知は、当該公益通報等に係る被通報者（その者が通報対象事実を行った、行っている、又は行おうとしていると通報された者をいう。）及び当該調査担当者等調査関係者の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

第4章 公益通報者等の保護

（解雇等不利益な取扱いの禁止）

第12条 本法人は、公益通報等をしたことを理由として、当該公益通報者等を解雇（派遣契約その他契約に基づき本法人の業務に従事する者については、当該契約の解除とする。）等の不利益な取扱いはしないものとする。

第5章 その他

（通報窓口担当者等の守秘義務）

第13条 通報窓口担当者及び調査担当者等調査関係者は、公益通報等により業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（公益通報等に該当しない通報）

第14条 本法人の学生、生徒及び保護者並びに教職員等以外の者からの通報については、第3章公益通報等の処理体制の規定に準じて取り扱う。

（研究倫理に関する公益通報等）

第15条 中京大学の研究倫理に関する公益通報等の場合は、第3章公益通報等の処理体制の規定にかかわらず、内部監査室は、直ちに理事長に報告する。

- 2 前項の報告を受けた理事長は、直ちに学長にその対応を依頼する。
- 3 前項の依頼を受けた学長は、中京大学研究倫理委員会に対して当該公益通報等に関する審議を行うよう指示をする。
- 4 中京大学の研究倫理に関する公益通報等の対応は、中京大学研究倫理規程に従う。

（キャンパス・ハラスメント及びスクール・ハラスメントに関する公益通報等）

第16条 キャンパス・ハラスメント及びスクール・ハラスメントに関する公益通報等の場合は、第3章公益通報等の処理体制の規定にかかわらず、内部監査室は、直ちに理事長に報告する。

- 2 前項の報告を受けた理事長は、直ちに当該学校の長にその対応を依頼する。
- 3 前項の依頼を受けた当該学校の長は、当該学校で定める機関に対して当該公益通報等に関する審議を行うよう指示をする。
- 4 キャンパス・ハラスメント及びスクール・ハラスメントに関する公益通報等の対応は、各学校で定める規程に従う。

（規程の改廃）

第17条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、2011年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。